

## 幕別町空き地・空き家バンク設置要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、空き地・空き家バンクを設け、町内における空き地・空き家の情報を収集・提供することにより本町への移住・定住の促進及び地域の活性化を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き地 住宅の建築に適した市街化区域及び忠類地域内に存する良好な管理状態にある更地（近く更地となる予定のものを含む。）をいう。
- (2) 空き家 居住を目的として建築され、現に居住していない良好な管理状態にある住宅（近く居住しなくなる予定のものを含む。）並びにその敷地をいう。
- (3) 空き地・空き家バンク 空き地及び空き家（以下「空き地等」という。）の売却又は空き家の賃貸を希望する者から申請を受けた当該空き地等の情報を登録し、これを必要と認める範囲内で公開し、及び提供するための仕組みをいう。
- (4) 所有者等 空き地等の所有権を有する者及び空き地等の売買又は空き家の賃貸を行うことができる権利を有する者をいう。
- (5) 利用者 町内での移住及び定住を目的として空き地・空き家バンク（以下「バンク」という。）を利用して空き地等を購入し、又は空き家を賃借しようとする者をいう。
- (6) 協力宅建事業者 バンクに登録されている空き地等の取引に係る仲介業務を行うため、町と協定を締結している者をいう。

### (適用上の注意)

第3条 この要綱は、この要綱によらない空き地等の取引を妨げるものではない。

### (物件の登録)

第4条 バンクへ空き地等の物件を登録しようとする所有者等（以下「申請者」という。）は、幕別町空き地・空き家バンク物件登録申請書（様式第1号）及びその他必要な書類を添付し、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による登録の申請があったときは、現地調査を実施し、その内容を審査し、適当と認めたときは、幕別町空き地・空き家バンク物件登録台帳（様式第3号）に登録しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、登録しないものとする。

- (1) 第2条第1号及び第2号、第4号の要件を満たしていない場合
- (2) 申請者が、幕別町暴力団排除条例（平成25年3月22日条例第18号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員に該当する場合。
- (3) 登録物件の老朽化が著しい場合又は大規模な修繕が必要な場合。
- (4) その他町長が、バンクへの登録が適当でないとした場合。

3 町長は、前項の規定による登録をしたときは、幕別町空き地・空き家バンク物件登録完了通知書（様式第4号）を当該申請者（以下「物件登録者」という。）に通知するものとし、申請者が希望する協力宅建事業者はその旨を通知するものとする。

4 物件登録者及び協力宅建事業者は、前項の規定による通知を受けた時は、バンクへ登録する空き地等に係る情報及び媒介業務に関する相談を行った上で、媒介契約等（空き地等の売買に係る媒介契約又は空き家の賃貸借に係る媒介契約をいう。）を締結しなければならない。ただし、申請者が協力宅建事業者である場合は、この限りではない。

（物件の登録内容の変更等）

第5条 前条第3項の規定による通知を受けた物件登録者は、登録内容に変更があったときは、遅滞なく、幕別町空き地・空き家バンク物件登録変更届（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による変更の届出を受けたときは、バンクへの物件登録事項を更新するものとする。

（物件の登録抹消）

第6条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、バンクへの物件登録を抹消するものとする。

- (1) 幕別町空き地・空き家バンク物件登録抹消届（様式第6号）が提出されたとき。
- (2) 物件登録者が死亡したことが判明したとき。
- (3) 登録内容に虚偽があると認めたとき。
- (4) 登録されている空き地等に係る協力宅建事業者がその業務を行うことが

できなくなったとき。

- (5) バンクに登録された日又は当該情報が更新された日のいずれか遅い日から起算して1年を経過したとき。
- (6) 物件登録者が暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員に該当すると認められたとき。
- (7) その他町長が登録を抹消することが適当であると認めたとき。

2 町長は、前項の規定によりバンクの登録を抹消したときは、幕別町空き地・空き家バンク物件登録抹消通知書(様式第7号)を当該登録を受けていた物件登録者に通知するものとする。

3 第1項第4号の場合において、物件登録者がバンクへの登録を引き続き希望する場合は、他の協力宅建事業者に変更することができる。

4 第1項第5号の場合において、物件登録者がバンクへの登録を引き続き希望する場合は、幕別町空き地・空き家バンク物件登録継続届(様式第8号)を町長に提出することにより、当該登録を1年延長することができる。

(利用者の登録要件)

第7条 空き地等の物件情報を受けるために、バンクへの登録を希望しようとする者(以下「利用希望者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 購入する空き地に住宅を建築しようとする者
- (2) 購入又は賃借する空き家に長期的に居住しようとする者
- (3) その他町長が適当と認めた者

(利用者の登録)

第8条 バンクを利用しようとする利用希望者は、幕別町空き地・空き家バンク利用登録申請書(様式第9号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による利用の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、幕別町空き地・空き家バンク利用登録台帳(様式第10号)に登録しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、登録しないものとする。

- (1) 第7条第1号及び第2号の要件を満たしていない場合
- (2) 利用希望者が暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員に該当する場合。
- (3) その他町長が、バンクへの登録は適当でないとして認めた場合。

3 町長は、前項の規定による登録をしたときは、幕別町空き地・空き家バンク利用登録完了通知書（様式第11号）を当該申請書を提出した者（以下「利用登録者」という。）に通知するものとする。

（利用登録者の登録内容の変更等）

第9条 前条第3項の規定による通知を受けた利用登録者は、登録内容に変更があったときは、遅滞なく、幕別町空き地・空き家バンク利用登録変更届（様式第12号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による変更の届出を受けたときは、バンクへの利用登録事項を更新するものとする。

（利用登録者の登録の抹消）

第10条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、バンクへの利用登録を抹消するものとする。

- (1) 幕別町空き地・空き家バンク利用登録抹消届（様式第13号）が提出されたとき。
- (2) 利用登録者が死亡したことが判明したとき。
- (3) 登録内容に虚偽があると認めたとき。
- (4) バンクに登録された日又は当該情報が更新された日のいずれか遅い日から起算して1年を経過したとき。
- (5) 利用登録者が暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員に該当すると認めたとき。
- (6) その他町長が登録を抹消することが適当であると認めたとき。

2 町長は、前項の規定により利用登録を抹消したときは、幕別町空き地・空き家バンク利用登録抹消通知書（様式第14号）を当該登録を受けていた利用登録者に通知するものとする。

3 第1項第4号の場合において、利用登録者がバンクへの登録を引き続き希望する場合は、幕別町空き地・空き家バンク利用登録継続届（様式第15号）を町長に提出することにより、当該登録を1年延長することができる。

（個人情報の取扱い）

第11条 第4条第2項及び第8条第2の規定による登録台帳に登録された個人情報の取扱いについては、幕別町個人情報保護条例（平成11年12月21日条例第32号）に定めるところによる。

(利用登録者と協力宅建事業者の交渉等)

第12条 利用登録者は、バンクに登録されている空き地等の照会、交渉等については、当該空き地等の協力宅建事業者に対して行うものとする。

2 町長は、物件登録者及び利用登録者、協力宅建事業者における空き地等に関する交渉及び売買、賃貸借等の契約については、直接これに関与しないものとする。

3 協力宅建事業者は、幕別町空き地・空き家バンクにより取引が成立した場合、契約の結果を幕別町空き地・空き家バンク結果報告書(様式第16号)により町長に報告しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年1月1日から施行する。